

〇一関工業高等専門学校総合情報センター利用規則

(平成18年5月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）総合情報センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターに設置された電子計算機は、次の各号に掲げる目的に利用することができる。

- 一 情報処理教育に関する学生の実習に関すること
- 二 学生の実験、卒業研究等に関すること
- 三 課外活動に関すること
- 四 教職員の研究に関すること
- 五 教育及び学校運営に必要なこと
- 六 教職員等の研修に関すること
- 七 公開講座等地域開放事業に関すること
- 八 その他、本校の教育方針に沿い総合情報センター委員会が適当と認めたこと

(センターの利用者)

第3条 センターに設置された電子計算機を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校学生
- 二 本校教職員
- 三 その他総合情報センター委員会が適当と認めた者

(利用日及び利用時間)

第4条 センターを利用できる日及び時間は、次のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月28日から1月4日）は除く。

利用日	利 用 時 間
月曜日	10時30分から17時00分まで
火曜日から金曜日	8時40分から17時00分まで

2 校長が必要と認めたときは、利用日及び利用時間を変更することがある。

(利用施設の範囲)

第5条 センターの施設で利用できるのは、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 第一実習室
- 二 第二実習室

(利用申請)

第6条 電子計算機を利用しようとする者は、利用申請書（様式1）を提出しなければならない。

ただし、学生の実習については担当教員が一括して申請するものとする。

(利用の承認)

第7条 総合情報センター長は、利用申請書(様式1)により利用目的及び利用者が第2条及び第3条のそれぞれ各号に該当する場合には直ちに利用を承認するものとする。

2 承認できない場合には、総合情報センター委員会の議を得て申請者に理由を付して速やかに通知するものとする。

(規律の維持)

第8条 センターでは、静粛を守り他人の迷惑となるような行為を厳に慎まなければならない。

2 センターでは、一関工業高等専門学校情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

3 前各項に違反した者は、一定の期間利用を停止することがある。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。